

介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表

令和8年6月施行版

丸森町

訪問型サービス(独自)サービスコード表【丸森町】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	1176 単位	1,176 1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11(日割)		日割の場合 39 単	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		2349 単位	2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12(日割)		日割の場合 77 単	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		3727 単位	3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13(日割)		日割の場合 123 単	123 1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定め る場合	(1) 標準的な内容の指定担当 訪問型サービスである場合	287 単位 287
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満 179 単位 179
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二) 所要時間45分以上の場合	220 単位 220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163 単位 163
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を 定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算 -12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11(日割)		事業対象者・要支援1・2	日割の場合 1単位減 -1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算 -23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12(日割)		事業対象者・要支援1・2	日割の場合 1単位減 -1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算 -37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13(日割)		事業対象者・要支援2	日割の場合 1単位減 -1 1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場 合	(1) 標準的な内容の指定担当 訪問型サービスである場合 3単位 減算 -3
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満 -2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二) 所要時間45分以上の場合	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算(短時間)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算 -2
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を 定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 12単位減算 -12 1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11(日割)		事業対象者・要支援1・2	日割の場合 1単位減 -1 1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算 -23 1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12(日割)		事業対象者・要支援1・2	日割の場合 1単位減 -1 1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算 -37 1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13(日割)		事業対象者・要支援2	日割の場合 1単位減 -1 1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場 合	(1) 標準的な内容の指定担当 訪問型サービスである場合	3単位 減算 -3
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満 -2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(二) 所要時間45分以上の場合	-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算(短時間)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算 -2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者 等によりサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算(日割)			所定単位数の15%加算 1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算(回数)			所定単位数の15%加算 1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における 小規模事業所加算		所定単位数の10%加算 1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算(日割)			所定単位数の10%加算 1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算(回数)			所定単位数の10%加算 1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算		所定単位数の5%加算 1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算(日割)			所定単位数の5%加算 1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算(回数)			所定単位数の5%加算 1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算 100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算 200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50 月1回程度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000加算 1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000加算
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000加算
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算

通所型サービス(独自)サービスコード表【丸森町】

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11(日割)		日割の場合	59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12(日割)		日割の場合	119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11(日割)			日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12(日割)			日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算13	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算13		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11(日割)			日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12(日割)			日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算(日割)				所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算(回数)				所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2				事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2				事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 11	フ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の111/1000加算		
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の120/1000加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の109/1000加算		
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の118/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の99/1000加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の83/1000加算		
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の117/1000加算		
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の127/1000加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の115/1000加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の125/1000加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の105/1000加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の89/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容	算定項目				単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定員超過	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11・定員超過(日割)			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定員超過		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12・定員超過(日割)			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定員超過	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定員超過		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容	算定項目				単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人員欠如	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11・人員欠如(日割)			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人員欠如		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12・人員欠如(日割)			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人員欠如	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人員欠如		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	442単位		442	1月につき
AF	3111	介護予防ケアA 高齢者虐待防止未実施		高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位	438	
AF	3112	介護予防ケアA高齢者虐待防止未実施及び業務継続計画未策定			業務継続計画未策定減算	434単位	
AF	3113	介護予防ケアA 業務継続計画未策定		業務継続計画未策定減算		438単位	
AF	4001	介護予防ケアA 初回加算	ロ 初回加算		300単位	300	
AF	6132	介護予防ケアA 委託連携加算	ハ 委託連携加算加算		300単位	300	
AF	6211	介護職員等処遇改善加算	ニ 介護職員等処遇改善加算	※イからハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、あ りうる単位数の組み合わせを記載。4つの中からいずれかを選択。	9単位	9	
AF	6212	介護職員等処遇改善加算(イ減算あり) (イ+ロ、イ+ハ)			15単位	15	
AF	6213	介護職員等処遇改善加算(イ+ロもしくはイ+			16単位	16	
AF	6214	介護職員等処遇改善加算(イ+ロ+ハ)			22単位	22	